

近畿中国森林管理局管内林業大学校等協議会設置要綱（案）

制定 令和元年〇月〇日

（目的及び設置）

第1条 林業の成長産業化の実現には、林業従事者の確保は喫緊かつ重要な課題であることから、近畿中国森林管理局管内の林業大学校等の担い手育成機関と近畿中国森林管理局が管内の人材育成についての水平連携を強化することを目的として、近畿中国森林管理局管内林業大学校等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 林業の担い手育成に関する取組の情報共有、連携の進め方
- (2) その他協議会の運営に関し必要な事項

（構成）

第3条 協議会は、別紙に掲げる者で構成する。

- 2 協議会には必要に応じ、林野庁及び地方公共団体の職員、林業事業体の代表者等の関係者を参加させることができる。

（開催）

第4条 協議会は、原則として年1回開催する。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、近畿中国森林管理局企画調整課において処理する。

附則

- 1 この要綱は、令和 元年〇月〇日から施行する。

(別紙)

近畿中国森林管理局管内林業大学校等協議会構成員

(担い手育成機関)

ふくい林業カレッジ

みえ森林・林業アカデミー

滋賀もりづくりアカデミー

京都府立林業大学校

兵庫県立森林大学校

和歌山県農林大学校

にちなん中国山地林業アカデミー

島根県立農林大学校

(自治体)

福井県 農林水産部 県産材活用課

滋賀県 琵琶湖環境部 森林政策課

京都府 農林水産部 林業振興課

奈良県 農林部 新たな森林管理体制準備室

和歌山県 農林水産部 森林・林業局 林業振興課

鳥取県 森林・林業振興局 林政企画課

島根県 農林水産部 林業課

(国有林)

近畿中国森林管理局